

皇国臣民化をめぐる日韓比較史研究：銃後における民衆動員と軍事援護を中心に

著者	金 我
内容記述	この博士論文は内容の要約のみの公開（または一部非公開）になっています
発行年	2018
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2017
報告番号	12102甲第8426号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00152323

本論文は、植民地朝鮮における皇国臣民化について、「内地」における帝国臣民化政策を視野に入れながら、銃後の民衆動員と軍事援護の観点から考察することを通して、大日本帝国が植民地朝鮮で構築しようとした総力戦体制の課題を民衆動員と軍事援護の視点から明らかにすることを目的としたものである。

盧溝橋事件に始まる支那事変の拡大にともない、昭和一二年（一九三七）一〇月、国民精神総動員運動を開始した政府は、昭和一三年（一九三八）四月に国家総動員法を公布、さらに各種統制法令を勅令で発布し戦時経済体制を確立した。あわせて、軍事援護・銃後後援も強化し、昭和一四年（一九三九）一月一四日には出征軍人や戦没者遺家族の慰問・慰藉など精神的援護を目的とする銃後奉公会を設立し、三月一五日には、各地域の招魂社を師団に各一社創建される護国神社へと統合する護国神社制度を成立させた。戦時経済体制と軍事援護体制を両輪とする総力戦体制を構築することで日中戦争を乗り切ろうとしたのである。

総力戦体制は植民地朝鮮においても推進された。昭和一三年二月二二日、徴兵制が適用されなかった朝鮮において陸軍特別志願兵令が公布され、神武天皇祭の四月三日に実施された。陸軍特別志願兵制度では、忠良な皇国兵士として育成することを通じて朝鮮人の「皇国臣民化」が進められた。翌昭和一三年七月に実施された国民精神総動員運動は「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」のスローガンに「内鮮一体」と「皇国臣民化」のスローガンが新たに追加されて展開された。九月、朝鮮総督府は、「内鮮一体ノ強化徹底」と「完全ナル皇国臣民化ヲ図ル」ため、「国難ニ殉ジタル者ヲ祭神トスル招魂社」の創立、「内鮮ノ史的関係ヲ闡明スル」施設の建設、「日常生活ノ内鮮一体化」、陸軍特別志願兵制度の普及・徹底をはかることを決定した。以上の一連の動向に注目し、総力戦体制下の「内地」の帝国臣民化政策と植民地朝鮮における「皇国臣民化」を戦没者の慰霊・顕彰と銃後における軍事援護に焦点をあて、日韓比較史の観点から考察した。

「内地」を対象とした第一部（第一章～第三章）では、日本における総力戦体制研究が非常に多いことをふまえ、第二部における考察にとって重要と思われる、①護国神社造営における民衆動員と戦没者の慰霊・顕彰、②戦没者遺家族に対する軍事援護、③銃後における軍事援護という三つの課題を、茨城県における具体的な地域事例を通して考察した。

一方、植民地朝鮮を対象とした第二部（第四章～第六章）では、朝鮮における総力戦体制の研究蓄積が「内地」と比較して非常に少ないという研究状況をふまえ、植民地朝鮮における皇国臣民化について、①京城護国神社・扶余神宮造営における民衆動員、②陸軍特別志願兵制度、③軍事援護の三つの視点から考察した。

第一章「護国神社造営における民衆動員と戦没者の慰霊・顕彰―茨城県護国神社を中心に―」では、茨城県護国神社造営における民衆動員と戦没者の慰霊・顕彰について、①茨城県護国神社の前身である鎮霊社において戦没者の慰霊・顕彰はどのように行われたのか、②茨城県護国神社造営の過程でいかなる民衆動員が行われたのか、③茨城県護国神社において行われた合祀祭や例祭を通じて戦没者の慰霊・顕彰はどのようなものであったのかの三点を考察した。

鎮霊社が支那事変や国民精神総動員運動を背景として、武運長久祈願祭や戦没者遺家族のための「臨時祭典」を通して戦没者の慰霊・顕彰を行ったことを論じ、そうした祈願祭や臨時祭

典に一般民衆の参列を求めたことから、銃後の民衆動員が行われたと指摘した。また、茨城県護国神社の造営においては「勤労奉仕」という名目で茨城県民の動員が行われたことについても指摘した。さらに、茨城県護国神社が、戦没者の慰霊・顕彰のみならず、茨城県民の戦意昂揚をはかる軍国主義の表象として位置づけられ、戦時体制の強化に大きな役割を果たしたことを述べ、戦没者の顕彰・慰霊は、戦没者遺家族への精神的な軍事援護が中心であったことを明らかにした。

第二章「戦没者遺家族に対する軍事援護―茨城県那珂郡村松村の事例を中心に―」では、戦没者遺家族に対する軍事援護について、①銃後奉公会は戦没者遺家族に対してどのような経済的軍事援護と精神的軍事援護を行ったのか、②銃後奉公会の主要な機能の一部を担当した軍事援護相談所の相談窓口として市町村婦人相談員が行った精神的軍事援護とはどのようなものであったのか、③精神的軍事援護の一環として「戦没者未亡人」に行った「精神教化」とはいかなるものであったのかについて、茨城県那珂郡村松村の銃後奉公会を事例に考察した。

戦没者遺家族は、経済的な問題と精神的な問題を複合的に抱えていた。こうした課題を解決するため、①銃後奉公会は、戦没者遺家族に対し、「慰問・慰藉」という精神的な軍事援護と並行して「生活状態を洞察」して家計困難者への経済的な軍事援護を行ったことを明らかにした。また、②経済的軍事援護である各種の恩典の受給をめぐって戦没者遺家族間で発生する「家庭紛議」の調停を行ったことについて述べ、③軍事援護相談所や婦人相談員は、戦没者遺家族をめぐる諸問題を円満に解決してくれる相談窓口となり、戦没者遺家族への精神的軍事援護において重要な役割を担ったことを論じた。そして、④戦没者遺家族に対する精神的軍事援護において「戦没者未亡人」に対する「精神教化」が最も重視されたことを指摘し、⑤「精神教化」とは「戦没者未亡人」に「婦徳」の意識を涵養させることであったことを解き明かした。

第三章「銃後における軍事援護」では、銃後における軍事援護について、村松村の在郷軍人会と寺門治平という一人の人物を対象に、出征兵士や戦没者・戦没者遺家族に対してどのような軍事援護が銃後において行われたのか、総力戦体制に対して銃後の民衆がどのように対応したのかについて考察した。

在郷軍人分会は、武運長久祈願、出征兵士の見送り、出征兵士家族への労力奉仕、遺骨出迎えと村葬参列、戦没者の慰霊・顕彰、戦没者遺家族に対する慰問・慰藉など様々な銃後援護を行ったことを論じた。さらに、戦没者を「護国の神」「英霊」として迎えて慰霊・顕彰し、戦没者遺家族を慰問・慰藉することで、自らも銃後の帝国臣民としての務めを果たしたことを明らかにした。また、在郷軍人会と同様に、寺門治平も銃後の民衆の一人として、武運長久祈願、出征兵士の見送り、出征兵士家族への労力奉仕、遺骨出迎えと村葬参列、戦没者の慰霊・顕彰、戦没者遺家族に対する慰問・慰藉など様々な銃後援護を「模範的」に行ったことを指摘した。

以上、第一部では「内地」を対象とした考察を通じ、護国神社造営における民衆動員、靖国神社・招魂社・護国神社における戦没者の慰霊・顕彰、軍人援護会・銃後奉公会・愛国婦人会など各種団体による戦没者遺家族に対する軍事援護、「戦没者未亡人」に対する「精神教化」、在郷軍人会や銃後の民衆による出征兵士・戦没者遺家族に対する銃後援護など、大日本帝国が多くの民衆動員と重層的な軍事援護を通して帝国臣民化を推進することで、総力戦体制を構築したことを明らかにした。

第四章「京城護国神社造営における民衆動員と戦没者の慰霊・顕彰」では、植民地朝鮮において「内鮮一体」を目的とした朝鮮民衆の皇国臣民化を、①京城護国神社造営における民衆動員、②扶余神宮造営における民衆動員、③京城護国神社における戦没者の慰霊・顕彰という観点から考察した。

京城護国神社の造営では、「内地」と同様に、府内中等学校生徒をはじめ、官公署・銀行会社員・在郷軍人・愛国班員などの銃後の民衆が「勤労奉仕」という名目で動員された。内地人と陸軍特別志願兵を除隊した朝鮮人により構成された在郷軍人会は「半島ゆかりの英霊を遷し祀る」京城護国神社の造営に「何を措いても奉仕しなければならない」という強い想いから護国神社造営に積極的に参加し、「内鮮一体」の護国神社造営を通じて、自ら積極的に「皇国臣民」としての範を示した。そして、扶余神宮への「勤労奉仕」は朝鮮民衆の自発的な参加というよりも、国民精神総動員朝鮮連盟による「斡旋」「勧誘」といった性格が強く、身体的な動員にとどまらず「内鮮一体化」に向けた精神的な動員であった。

扶余神宮の造営にあたり、国民精神総動員運動の主な実践項目である神社参拝・宮城遙拝・殉国者英霊に黙祷・皇国臣民誓詞の斉唱が行なわれ、国民精神総動員運動の目的である日本精神の昂揚による「皇国臣民化」がはかられたこと、「内鮮一体の表象」である扶余神宮造営への勤労奉仕は「皇国臣民化」を目指した精神的民衆動員であること、「内鮮一体の発祥地」である百済の故都に創建した扶余神宮はついに完成しなかったこと（昭和二〇年八月一日の敗戦を理由に、土台工事の仕上げの段階で中止）の三点を指摘し、扶余神宮造営を通じての「半島人」の「皇国臣民化」は実現しなかったことを解き明かした。また、「勤労奉仕」を通して「皇国臣民としての実感」を体得させるために「扶余聖地勤労奉仕記」などが様々な雑誌に掲載されたことを論じた。

さらに、「内地」の護国神社と同様に、京城護国神社でも、戦没者遺家族・軍官関係者・銃後民衆が参列した例祭・臨時大祭・戦勝祈願祭を通じて戦没者の慰霊・顕彰と「国威宣揚」が行われ、「朝鮮関係の護国の英霊」を媒介に朝鮮民衆の「皇国臣民化」が行われたことを述べた。

第五章「陸軍特別志願兵制度における皇国臣民化」では、陸軍特別志願兵制度における皇国臣民化を考察した。同章では特に「半島人」（朝鮮人）の「熱烈ナル愛国心」を背景に実施された陸軍特別志願兵制度に焦点をあて、①陸軍特別志願兵制度の成立と実施、②陸軍特別志願兵の募集をめぐる問題、③陸軍特別志願兵に対する軍事援護について検討した。

支那事変以降、朝鮮の「前進兵站基地タルノ重要性」に加え、朝鮮民衆に「熱烈ナル愛国運動」が高まったことを受け、「内鮮一体ヲ益々深化セシムル」ための皇国臣民化政策として実施された陸軍特別志願兵制度において、陸軍兵志願者訓練所における訓練は、心身鍛錬と精神訓話を通じて志願兵を「内鮮一体化」させ、「天皇陛下のために戦う」皇国臣民として養成するものであった。そして、徴兵適齢期以下の一七歳から二〇歳の当該年齢の若者の六〇%が、愛国心の発露・軍人としての名誉心・功利的動機・職業を理由に陸軍に志願する状況のなかで、朝鮮総督府がこうした愛国心や名誉心をもつ若者をいかに志願兵として募集するか、いかにして「皇国臣民化」するかを課題としていた。

陸軍特別志願兵および志願兵家族に「内地人」と同様に行われた軍事援護は、志願兵の後顧の憂いをなくし、陸軍特別志願兵が「内鮮一体」の二本として「帝国軍人のように赫々たる名誉」を立てる「内鮮一体」の具体化であり「皇国臣民化」に他ならないことも指摘した。また、陸軍特別志願兵の募集は「志願」という名目で、実際は「勧誘」「斡旋」など強制的な方法で行われたことから、陸軍特別志願兵制度による皇国臣民化は当初の目論見とは異なり難航したと述べた。そのような事実にもとづき、陸軍特別志願兵制度を充実させるために、志願兵後援会による銃後後援と陸軍特別志願兵に対する軍事援護が実施されたのである。

第六章「軍事援護による皇国臣民化」では、植民地朝鮮の軍事援護に焦点をあて、①戦没者遺家族に対する軍事援護、②銃後における軍事援護、③軍事援護による皇国臣民化について考

察した。

その結果、①入営・除隊・応召・出征軍人や戦傷病死者の送迎・接待・慰問・留守家族の生活状況調査と扶助、応召軍人の送迎・接待、戦病死者の弔葬、軍人遺家族の慰問・慰藉など「精神的労力的奉仕援助」（＝精神的援助）を中心とした愛国婦人会の銃後の活動は「内鮮一体」を象徴するものとして認識されたこと、②内地人の応召者・陸軍特別志願兵・朝鮮人軍属とその遺家族に対する軍事援護は「内鮮一体」を象徴する活動であったこと、③こうした活動を通して、愛国婦人会の会員自身もまた「皇国臣民」となったこと、④朝鮮軍事後援連盟による軍事援護事業のほかに、銃後民衆による軍事援護も行われたことを明らかにした。

朝鮮軍事後援連盟・朝鮮愛国婦人会・朝鮮軍人援護会などが戦没者遺家族に対して重層的な軍事援護を行ったことを述べ、こうした諸団体が戦没者遺家族に対する軍事援護を行うことで「内鮮一体」を体感し皇国臣民としての務めを果たしたことを指摘した。また、銃後における軍事援護が、京城護国神社において行われる戦没者の慰霊・顕彰に加え、戦没者の葬儀に象徴される戦没者の慰霊と戦没者遺家族に対する慰問・慰藉であり、「内地」で日常的に見られた光景が朝鮮でも見られたことを解き明かした。さらに、朝鮮人軍属遺家族に対しても、こうした軍事援護が行われることで朝鮮人軍属遺家族に皇国臣民としての意識を涵養させたことを述べた。

また、戦没者未亡人としての誇りとは、内地人の場合は「誉の家」を護る「婦徳」であるが、朝鮮人の場合は「護国の神」として「後進の勇士を導く責任」、すなわち新たな「皇国臣民」を作りあげる使命であることを論じた。徴兵令の実施にあたり最も重視されたことは、朝鮮人婦人に「喜んで家庭で子弟を入営させ、本人も欣んで入営する気風」を養う「精神教化」であり、こうした「精神教化」を通して朝鮮人婦人に対する皇国臣民化が行われたのである。

第二部の植民地朝鮮における皇国臣民化の考察を通して、以下の三点を指摘した。

第一点としては、銃後の民衆動員と軍事援護の観点からすると、植民地朝鮮における総力戦体制の構築は、「内地」でも行われた護国神社造営における民衆動員や軍事援護と同様に、京城護国神社・扶余神宮造営における民衆動員、陸軍特別志願兵制度の実施と陸軍特別志願兵に対する軍事援護、戦没者遺家族に対する重層的な軍事援護という方法に加え、銃後の民衆動員と軍事援護を通しての朝鮮人の皇国臣民化といった方法で行われたことである。

第二点としては、「内地」の男子にとって最も重要な義務である徴兵制が、朝鮮においては昭和一九年（一九四四）まで実施されなかったことに象徴されるように、朝鮮人男子を皇国兵士として育成し「真に心の底から日本人になり切ろう」とする意識を涵養させる皇国臣民化は困難な状況であったことである。

第三点としては、こうした状況をふまえ、朝鮮人婦人に対しては「喜んで家庭で子弟を入営させ、本人も欣んで入営する気風」を養う「精神教化」が行われ、こうした「精神教化」を通して朝鮮人婦人の皇国臣民化が行われたことである。

以上の植民地朝鮮における「皇国臣民化」を軍事援護の観点から検討した本論文の結論として、総力戦体制の構築にあたり重視されたことは、朝鮮人男子に対する皇国臣民化に加え、朝鮮人婦人に対する皇国臣民化であり、植民地朝鮮における総力戦体制構築の課題のひとつは「精神教化」を通じての朝鮮人婦人の皇国臣民化であったことを明らかにした。